

事務連絡  
令和5年11月6日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課  
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
認可外保育施設担当課(室) 御中  
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課  
こども家庭庁成育局保育政策課  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室  
こども家庭庁支援局障害児支援課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

### 教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の 装備状況の調査(第2回)について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

令和4年9月、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」をとりまとめ、こうした事案が今後発生しないよう、各種対策を推進しているところです。

この中でも、通園等を目的とした自動車、いわゆる送迎用バスに対する安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等の所要の改正が行われ、令和5年4月1日に既に施行されており、令和6年3月末で経過措置の期間が終了となります。

送迎用バスに対する安全装置の装備状況については、事務連絡「教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備促進及び装備状況の調査につ

いて」(令和5年5月22日付け)により第1回の調査を実施しましたが、今般、第2回の調査を下記のとおり実施することとしましたので、回答をとりまとめて報告をお願いします。

本調査の集計結果(数値)については、前回同様、自治体ごとの結果を含め、国において公表を予定していますが、個別の施設・事業所が特定されない形とします。

安全装置を今年度中に装備しなければ法令違反となりますので、年度内に確実に装備を完了させてください。

なお、経過措置の期間終了後に法令違反があれば、それぞれの所管法令により改善勧告等の対象となり得ることに御留意ください。

また、令和5年4月19日こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知「認可保育所等設置支援等事業の実施について」等においてお示ししている安全装置の装備に関する補助事業について、万が一、申請漏れや追加申請等が判明した場合には、当該施設・事業所を所管するこども家庭庁又は文部科学省の予算担当まで速やかに相談するようお願いします。

最後に、これまでも周知を図ってきたとおり、安全装置の装備の義務付けがなされた送迎用バスについては、通園を目的とした自動車のうち、座席(車椅子を使用するこどもが当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となっているので、認識に誤りがないよう再度周知を徹底してください。

## 記

### 1. 調査対象となる教育・保育施設等

第1回の調査においては、送迎用バスを保有していない施設・事業所も国への報告の対象としていたが、第2回の調査においては、送迎用バス(関係府省令により安全装置の装備を義務付けられたもの。)を運行している施設・事業所のみを国への報告の対象とする。

- (1) 幼稚園
- (2) 保育所
- (3) 家庭的保育事業
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 認可外保育施設(企業主導型保育施設及びベビーシッターを除く。)
- (7) 認可外保育施設(企業主導型保育施設)
- (8) 認定こども園(幼保連携型)

- (9) 認定こども園（幼稚園型）
- (10) 認定こども園（保育所型）
- (11) 認定こども園（地方裁量型）
- (12) 特別支援学校（幼稚部～高等部）
- (13) 児童発達支援センター
- (14) 指定児童発達支援事業所
- (15) 放課後等デイサービス

## 2. 報告期限（国に対する報告期限）

令和5年11月27日（月）

※ 報告後の訂正等は原則として認めないので、計画的な集計作業及び確実な点検作業を徹底し、不備がないよう留意すること。

## 3. 調査基準日

令和5年10月31日（火）

※ 前回調査で回答した内容に関わらず、今回の調査基準日時点における最新の送迎用バスの台数、装備完了又は装備予定の状況について回答すること。

## 4. 調査内容

別添1「調査様式（送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査（第2回）」のとおり（以下「調査様式」という。）

## 5. 調査要領

### （1）幼稚園

#### ア 公立幼稚園

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課は、各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園担当課と協力の上、域内の公立幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

#### イ 私立幼稚園

各都道府県私立学校主管課は、所轄の私立幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

#### ウ 国立大学附属幼稚園

国立大学法人担当課は、その設置する附属幼稚園に対して、以下の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

【文部科学省 WEB 調査システム】

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SchoolCode?surveyId=bhLBEQKF8wByoba23vKwfa3WmryM%2BUj8xIyJ1qf9e8rG7d7tFkZ0hXU8p61kyDS&searchType=school>



- ※ 学校名は、学校名の一部を入力して検索すること。
- ※ 新設校等学校コードが無い学校は、上記システムを利用できないため、「文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室交通安全・防犯教育係」まで連絡すること。

(2) 保育所

各市町村保育主管課（指定都市・中核市含む。以下同じ。）は、域内の保育所に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各市町村保育主管課は、回収した調査様式を集計して、各都道府県保育主管課に提出し、各都道府県保育主管課は、これを取りまとめた集計結果を、6.（2）記載の報告要領により報告すること。

(3) 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業

各都道府県保育主管課は、各市町村保育主管課と連携の上、域内の事業主に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各都道府県保育主管課は、取りまとめた集計結果を、6.（2）記載の報告要領により報告すること。

(4) 認可外保育施設（ベビーシッターを除く。）

各都道府県認可外保育施設担当課（室）は、指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設担当課（室）と連携の上、域内の認可外保育施設に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各都道府県認可外保育施設担当課（室）は、取りまとめた集計結果を、6.（2）記載の報告要領により報告すること。

- ※ 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は別途計上すること。
- ※ 認可外保育施設の報告方法については、第1回の調査と異なり、各都道府県認可外保育施設担当課（室）が集計結果を取りまとめて報告することとしたので、誤りがないよう留意すること。

(5) 認定こども園

ア 幼保連携型、保育所型及び地方裁量型

各市町村認定こども園主管課（指定都市・中核市含む。以下（5）アに

において同じ。)は、域内の認定こども園に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で、各認定こども園の類型ごとに分けて回収すること。

各市町村認定こども園主管課は、回収した調査様式を集計して、各都道府県認定こども園主管課に提出し、各都道府県認定こども園主管課は、これを取りまとめた集計結果を、6.(2)記載の報告要領により報告すること。

#### イ 幼稚園型

各都道府県認定こども園主管課は、各市町村認定こども園主管課と連携の上、域内の認定こども園(幼稚園型)に対して、5.(1)記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

#### (6) 特別支援学校(幼稚部～高等部)

ア 各都道府県教育委員会学校安全担当課は、特別支援教育担当課と連携の上、域内の指定都市立以外の公立特別支援学校に対して、5.(1)記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

イ 指定都市教育委員会は、域内の指定都市立特別支援学校に対して、5.(1)記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

ウ 各都道府県私立学校主管課は、域内の私立特別支援学校に対して、5.(1)記載の「文部科学省 WEB 調査システム」から報告するよう周知徹底を図ること。

#### (7) 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所、放課後等デイサービス

各都道府県障害児支援主管課は、各市町村障害児支援主管課と連携の上、域内の児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを行う事業所等に対して、調査様式を送付し、必要事項を入力させた上で回収すること。

各都道府県障害児支援主管課は、取りまとめた集計結果を、6.(2)記載の報告要領により報告すること。

### 6. 集計及び報告要領(「文部科学省 WEB 調査システム」による報告を除く。)

#### (1) 施設・事業所からの回答の集計要領

都道府県又は市区町村が、各施設・事業所からの回答を集計する際には、別途国から送付する「集計用マクロファイル」を使用すること。

なお、都道府県又は市区町村独自の集計方法が確立されており、これが各段階の集計及び報告に支障がない場合は、この限りではない。

また、都道府県等において、調査基準日における設問の装備状況を把握して、すべての施設・事業所に調査をせずとも報告が可能な場合は、改めてすべての施設・事業所に調査を行う必要はない。

(2) 都道府県から国に対する報告

都道府県から国に対して調査結果を報告する際には、以下の「Microsoft Forms」により報告すること。

【Microsoft Forms】

送迎用バスに対する安全装置の装備状況調査（第2回）

<https://forms.office.com/r/rv6S7AchkY?origin=lprLink>



7. 不装備理由の報告（「文部科学省 WEB 調査システム」による報告を除く。）

都道府県は、施設・事業所が回答した調査様式のチェック欄が「0」とならない（年度内に装備を完了できない）場合、その理由を取りまとめた上で、別添2「報告様式（不装備理由報告書）」に記載して、令和5年11月30日までに、こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係宛てに電子メールで報告すること。

#### 【問合せ先】

- 集計及び公表に関すること  
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係  
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)  
Mail:anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- 幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)に関すること  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室交通安全・防犯教育係  
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係  
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係  
[Tel:03-6858-0058](tel:03-6858-0058)
- 認可外保育施設(全類型)に関すること  
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係  
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること  
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係  
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)

#### 【予算担当】

- 幼稚園、特別支援学校(全類型)及び認定こども園(幼稚園型)  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室交通安全・防犯教育係  
[Tel:03-6734-2695](tel:03-6734-2695)
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園(幼保連携型、保育所型、地方裁量型)及び認可外保育施設(全類型)  
こども家庭庁成育局保育政策課予算係  
[Tel:03-6858-0043](tel:03-6858-0043)
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス  
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係  
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)